

12月11日（水）



# 令和元年12月11日（水曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびき）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	阿部文彦
代表監査委員	緒方文彦
人事委員長	濱砂公一

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高子
政策調査課長	日高民治
議事課長補佐	鬼川真三
議事担当主幹	山口修隆
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第28号までの各号議案を、一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、8億3,700万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金1億5,700万円余、繰入金2億200万円余、県債4億7,700万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,131億2,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で800万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は165億3,500万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で6

億1,200万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,700億8,000万円余となります。

次に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る経費についてであります。

このことについて委員より、「さきに開催した県の実績等により試算した今回の概算事業費のうち、施設整備費については、今後の物価変動等でさらにふえることはないのか」との質疑があり、当局より、「新たに県が整備する陸上競技場と体育館については、現在、基本設計を行っており、今後より精度の高い事業費が算出されることとなる。現時点で、今後の資材費や人件費の推移を見込むことは困難であるが、今回試算した概算事業費を目標に、総額としてこれを超えることがないように進めていく必要があると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業費の最大限の低減を目指すとともに、施設整備後の維持管理費も含め、より精度の高い事業費を可能な限り早急に算出し、速やかに報告していただくよう要望します。

次に、県有施設維持整備基金等についてであります。

このことについて委員より、「今回の補正で防災拠点庁舎建設事業に充当後の県有施設維持整備基金の残高はどれぐらいか。また、国民スポーツ大会の施設整備にも活用する必要があるが、どれぐらい積み立てる必要があるのか」との質疑があり、当局より、「繰り入れ後の基金残高は、237億円程度である。基金の適正規模というものはないが、少しでも多くの残高を確保できれば、県債の発行が抑制できる上、当該基金は公共施設の老朽化対策の財源としても活用していくため、可能な限り積み立てたいと考え

ている」との答弁がありました。

また、このことに関連し別の委員より、「今定例会に解散を提案している県住宅供給公社の剰余金が60億円以上あると聞いているが、どのように活用するのか」との質疑があり、当局より、「提出している議案が可決されれば、国土交通省の認可を得て、清算手続に入ることとなるが、県への返還が確実となれば、貴重な財源として、その用途を議会に報告した上で活用していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、健全な財政を維持するため、基金残高の管理にもしっかりと取り組んでいただくよう要望をいたします。

なお、今定例会において、商工建設常任委員会に付託されています議案第2号に関して、同委員会との合同審査会を行いました。その審査概要については、同委員長が報告いたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

す。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で400万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,278億4,400万円余となります。

このうち、新規事業「外国人患者受入れ環境整備推進事業」についてであります。

この事業は、増加する訪日外国人や在留外国人に対して、県内医療機関の外国人患者受け入れ環境整備を推進することで、外国人が安心して医療を受けられる体制を構築するものであります。

このことについて委員より、「さまざまな関係機関による対応が必要となるが、どのように体制づくりを進めていくのか」との質疑があり、当局より、「課題の整理や対応方針検討のため、さまざまな関係機関が参加する協議の場を設けることや、医療機関に対するセミナーを開催することで、しっかり連携しながら体制を整えていきたい」との答弁がありました。

次に、民生委員・児童委員の一斉改選についてであります。

このことについて当局より、「民生委員等の定数は、宮崎市を除く市町村で1,700名であることに對して、委嘱者数は1,600名で、充足率は94.1%となっている。これは前回の一斉改選時より約3%低くなっており、民生委員のなり手がいない地区がふえている」との報告がありました。

当委員会といたしましては、今後ますます、民生委員のなり手不足が進むことが懸念されることから、各市町村の民生委員の業務実態や支援策を把握した上で、特になり手が少ない市町村との意見交換を積極的に進めていただくこと

を要望します。

次に、第2期みやぎ子ども・子育て応援プランについてであります。

このことについて委員より、「保育の無償化や幼保一元化に対応した施設整備が進む中、ソフト面でどのような支援を行うのか」との質疑があり、当局より、「県民意識調査では、子育てに対する不安や負担を感じる方が6割を超える状況が依然として改善しないことから、市町村と連携して、子育てについて相談できる拠点の全ての市町村への設置を目標とするなど、安心して子育てができる環境を整えたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「合計特殊出生率を令和6年までに1.84まで引き上げることは難しいのではないか」との質疑があり、当局より、「県の総合計画で掲げる目標をもとに定めており、福祉保健部はもとより、関係部局の施策を含め、全庁的な取り組みにより達成したい」との答弁がありました。

次に、県立病院事業の令和元年度上半期の業務状況等についてであります。

このことについて当局より、「前年度と比べ、抗がん剤などの高額医薬品の使用に伴う材料費や患者給食の業務に伴う委託費が増加しているものの、入院患者数の増や1人当たりの入院・外来収益の増により、令和元年度の1年間の決算見通しは、4,500万円余の黒字を見込んでいる」との報告がありました。

当委員会といたしましては、当局の県立病院事業の運営に係る経費削減等の取り組みについて高く評価するとともに、医療従事者の処遇や、子育てへの支援や配慮についても、より一層取り組んでいただくことを要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院

事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 御報告申し上げます。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

議案第2号「令和元年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

これは、宮崎カーフェリー株式会社の新船建造に係る資金の一部を県が貸し付けるための経費40億円について、令和4年度までの債務負担行為を設定するものであります。

この議案については、これまで総務政策常任委員会で新船建造に関する報告を受けてきた経緯等を踏まえ、同委員会との合同審査会を開催いたしました。

この合同審査会では、まず、今後の収支の見通し、貸付金額の根拠などについて、当局からの説明があり、これに対する質疑が行われました。

また、委員会日程の2日目には、新・旧の宮崎カーフェリー株式会社の代表及び社外取締役を務める郡司副知事を参考人として招致し、そ

の後、河野知事にも出席を求め、活発な質疑が行われるなど、休日を含み4日間にわたる審査を行いました。

審査では、あらゆる観点からの熱心な議論がなされたところではありますが、その中から、主なものを3つに整理して報告いたします。

まず1つ目は、経営計画の妥当性についてであります。

このことについて委員より、「収支計画にあるように、確実に黒字化する見通しがあるのか」との質疑があり、参考人の現宮崎カーフェリー株式会社の代表取締役より、「トラック積載台数の増加による需要の取り込みなどにより収入をふやすとともに、費用の多くを占める燃料油の仕入れ価格の引き下げ交渉などにより経費を抑えることで利益を出す見込みであり、収支計画は十分に達成できると考えている」との答弁がありました。

次に、2つ目は、年内契約の必要性と安全性の担保についてであります。

このことについて委員より、「年内契約の必要性があるのか」との質疑があり、当局より、「造船所の船台の予約を既に行っており、そのスケジュールの都合はもとより、来年1月1日に施行されるSOx規制強化に伴う燃料費負担増を抑えるために、SOx規制に対応した新船の早期建造が必要となっているためである」との答弁がありました。

また、参考人質疑において複数の参考人より、「SOx規制が強化されることに加えて、旅客船が座礁や衝突により損傷しても、沈まずに復原性を維持する損傷時復原性を確保するための基準が来年1月1日に改正される予定であり、改正後は新たな基準に適合した船舶とする必要があるが、現行の基準においても安全性は

担保されていることから、年内に建造契約を締結したいと考えている」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「経済性を優先したものではないのか」との質疑があり、当局より、「人命を第一に、安全性に配慮した構造にすることは、県が出資している会社であることから非常に大事であるので、安全性の確保について責任を持って会社に申し入れたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、より安全性を尊重した船舶を建造することを強く要望いたします。

最後に3つ目は、金融機関の貸付利率についてであります。

このことについて複数の委員より、「金融機関からの融資に適用される貸付利率の計画値が2.5%となっているが、民間企業への一般的な貸付利率と比較すると高過ぎるのではないか。新船建造にオール宮崎で取り組むのであれば、金融機関と再度交渉して、少しでも利息負担を減らすよう最大限の努力をすべきではないか」との意見がありました。

このことについて、知事に対し貸付利率低減のために金融機関と交渉するよう要請を行ったところ、知事より、「カーフェリー航路は本県経済の生命線であり、本県の将来のためにも政治生命をかけて維持していかなければならない覚悟を持っており、金融機関との交渉についても取り組んでまいりたい」との答弁があり、最終日には、その後の交渉を踏まえて、当局より、「4行のうち3行については貸付利率を下げるとの確約を得るとともに、残り1行についても、現在、要請活動を行っているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、会社の経営安定はフェリー航路の維持や長期的な収支計画の改善において重要であることから、貸付利率の低減について、引き続き努力を行うよう強く要望いたします。

このほか、県が40億円、宮崎市が5億円を貸し付ける負担割合について、「宮崎市に対してさらなる支援を再度要請すべきではないか」との意見がありました。

なお、委員より当議案に係る附帯決議の提出が提案されましたが、全会一致とならず、委員会としての提出は見送ることとなりました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5,100万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は246億5,300万円余となります。

次に、環境森林部所管工事の入札における不調・不落対策についてであります。

このことについて当局より、「環境森林部の工事は、地形が急峻な山間部など、条件の厳しい現場が多いことなどから、令和元年度上半期の不調・不落の発生率が37.5%に及んでいるため、これまでの対策に加え、支障木伐採等の費用の積算方法の見直しや労務単価の高い山林砂防工の適用範囲の拡大を行うことで、不調・不落の防止を図っていきたい」との報告がありました。

これに対して委員より、「不調・不落を防止するためには、業者に余裕がある年度当初に発注するなど、施工時期の平準化も必要ではないか」との質疑があり、当局より、「施工時期の平準化については、業者からも強い要望があることから、測量・設計の前年度予算化を国に要望するとともに、債務負担行為の活用なども含め、今後も、その平準化に向けて積極的に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今回の対策とあわせて、大規模災害等が発生した際にもしっかりと対応できるよう、適正な積算を行うなど、業者の育成にも取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億5,900万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は429億6,400万円余となります。

このうち、「サツマイモ基腐病緊急対策推進事業」についてであります。

この事業は、沖縄県や鹿児島県に続き、本県でも発生したサツマイモ基腐病の被害拡大を防止するため、健全な種芋や苗への更新等を推進



することで感染源を絶ち、将来にわたり持続可能な産地の復興を図るものです。

このことについて複数の委員より、「抜本的な防除対策を確立するためには、県内で発生した感染経路の解明が必要ではないか」との意見があり、当局より、「昨年度から、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構を中心に、本県総合農業試験場、鹿児島県農業開発総合センターが連携し、伝染源の解明や防除体系の構築に向けた研究に取り組んでいる。引き続き、関係機関と連携しながら研究を重ね、感染経路の解明等に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「徹底した防除対策とあわせて、農家の生産意欲が低下しないよう、市町村や関係機関と連携し、農家の意向も確認しながら、代替作物への転換に向けた支援など、さまざまな対策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、川崎市内県有地の貸し付けに係る優先交渉権者の決定についてであります。

このことについて当局より、「首都圏への農産物を含む県産品輸送の安定的で効率的な物流体制を構築するため、プロポーザル方式により、県有地の貸し付けに係る優先交渉権者を選定した。今後は、契約締結に向けて貸付料や契約期間、具体的な利用計画等について協議していく」との報告がありました。

これに対して複数の委員より、「農産物等の流通施設であることが前提となっているが、売却や他の利活用については検討したのか」との質疑があり、当局より、「当該県有地は、川崎市へのフェリー就航に合わせて、本県の基幹産業である第1次産業を支援するために取得した土地であるため、農産物等の流通拠点施設を整

備することを前提に検討した」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「本県は首都圏から遠く、運送業界の人手不足も課題となっている中で、将来的にも農産物等の物流拠点として機能するのか」との質疑があり、当局より、「パレット輸送などによる荷役作業の負荷軽減や休憩施設の整備等によるドライバーの負担軽減とあわせて、鮮度を保持するためのコールドチェーン体制の整備や、関係機関が一体となって品目を絞った効率的な生産・輸送に取り組むことで、将来にわたって持続可能な輸送体制を構築してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県有地は県民の大切な財産であり、最大限有効に活用する必要があることから、県の貸付料の確保はもとより、本県農業と運送業界の振興に寄与する物流拠点施設となるよう、優先交渉権者と協議していただくよう要望します。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、電気事業会計において、事業費及び資本的支出で2,800万円余の減額補正を行うものであり、この結果、補正後の事業費及び資本的支出の合計は68億5,200万円余となります。

これは、綾第二発電所大規模改良事業について、令和3年度中にFIT（再生可能エネルギー固定価格買取）制度の確実な認定を受けるため、設計と施工を分離発注する方式の当初計画から、早期に事業を進められる設計と施工を一括発注する方式に変更することに伴うものです。

このことについて委員より、「当初計画と変更計画で、どれだけの収入の差があるのか」との質疑があり、当局より、「FIT制度認定を受けると、1キロワットアワー当たり20円となり、現在の売電価格の8.7円で計算した場合と比べると、約11円高くなる。綾第二発電所は、年間1億キロワットアワーの発電量があるため、年間で約11億円の収入増となり、20年間では約220億円の増加が見込まれる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「変更計画は相当の効果が見込まれるが、企業局において十分検討された結果であり、高く評価したい」との意見がありました。

次に、教育委員会における運転免許証保有の調査結果についてであります。

このことについて当局より、「公立小学校教頭の無免許運転に伴う現行犯逮捕を受け、教職員に対して、運転免許証保有の緊急点検調査を

行ったところ、不適正な事案が2件あり、現在、詳細な調査を行っている。事実関係が明らかになり次第、厳正に対処したい」との報告がありました。

これに対して委員より、「大半の教職員が一生懸命教育活動をされている中で、非常に残念である。今回の事案は、無免許の状態で通勤や公務で車を運転したものであり、現行犯ではないが、明らかに法律違反である。教育委員会としての処分があり得るのか」との質疑があり、当局から、「事実関係が明らかになった時点で、我々としても厳正に判断していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、児童生徒の見本となるべき教職員の不祥事は、県民の信頼を失うことにつながるため、教育委員会において、今回の事案に至った原因の究明と、万全の再発防止策を講じていただくよう要望いたします。

次に、県警察本部によるストーカー事案への対応についてであります。

このことについて複数の委員より、「ストーカー事案の行政措置実施状況について、県内の警告と禁止命令の合計数は全国7位となっており、九州内で他県と比較した場合は、禁止命令より警告の割合が高いが、これは県警として何か方針があるのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「被害防止、被害者保護のため、手続上、時間がかかる禁止命令よりも、予防先制的に書面警告を行って、対象者に行為をやめさせている。また、被害の度合いが高い場合、また再被害の発生が予想される場合には、禁止命令をかける準備も同時並行で行っており、警告に応じない対象者には禁止命令を行い、それに違反した場合には即座に身柄拘束を行っている」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「事前の予防的警告は、抑止効果が期待できる。宮崎県警における警告や禁止命令の件数が多いことは、被害者に寄り添った対応と言えるのではないかと評価する意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑、討論の通告はありません。

---

◎ 議案第1号から第28号まで採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第28号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員

長の申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

令和元年12月11日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 外山 衛

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書  
議員発議案第2号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書  
議員発議案第3号

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計  
と運用を求める意見書

議員発議案第4号

水産業の体質強化を求める意見書

---

令和元年12月11日

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿

提出者 宮崎県議会議員 日高 博之

中野 一則

外山 衛  
山下 博三  
窪菌 辰也

ございます。

私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議員発議案第1号「国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

大規模な災害が相次いでおります。連続する大地震に、日本列島の地震活動が活発になっているという指摘もあります。風水害の激甚化は、地球規模での気候変動が影響していることは否定できないと思います。

自然災害が多発する日本列島で、国民の命と財産を守ることは政治のかなめであり、従来の延長線上でない防災・減災対策の抜本的な強化が求められていると思います。

こうしたもとの公共事業を、これまでのように大規模開発、新規事業優先で進めてよいのかが問われております。安全・安心の防災・減災対策、老朽化対策を公共事業の基本に据えることが必要であると考えます。

我が党が問題にする一つが、本意見書の国土強靱化基本法に対する態度であります。強靱化基本法には幾つかの問題がありますが、一つだけ挙げておきたいと思います。

それは、基本法が巨大開発事業の復活、拡大を進める根拠を与えたこととあります。基本方針には、「国家及び社会の重要な機能の代替性の確保」「国際競争力の向上」を基本理念に掲げており、その結果が大都市環状道路、巨大ダム事業、国際コンテナ戦略港湾などの大規模開発事業に巨額の財政が投入されております。凍結・見直しされた関門海峡横断道路、ダム再生事業、新たな新幹線計画への調査費計上など復活させようとしています。

大型開発には巨額の予算が注ぎ込まれる一方で、防災・減災対策の公共事業は大きく立ちお

#### 議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

#### 記

#### 議員発議案第5号

宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る  
附帯決議

---

#### ◎ 議員発議案第1号から第5号まで追加上程

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第1号から第4号までの各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

---

#### ◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようご

くれております。2018年度の防災・安全交付金は1兆1,028億円でありましたが、地方が要望した額は2兆円でありました。したがって、地方が必要とする防災・老朽化対策の半分を切り捨てているものであります。

国土強靱化基本法の問題点に触れず予算確保を要求することは、自己矛盾に陥ると思いません。

第2の問題は、意見書が「長期安定的に必要な社会資本整備、管理が進められるよう、新たな財源を創設すること」と述べていることでもあります。「新たな財源を創設する」とは、広く解釈することができます。新たに広く国民に税負担を求め財源を確保することも、当然、この解釈の中に入ります。

防災・減災、さらに老朽化対策などの名目をもって、国民に新たな税を求めることができるのか。国民生活の実態からもできません。また、日本の経済のあり方からも、国民にこれ以上の負担を求めてはならないと思いません。

1989年の税収は、所得税が約26兆円、法人税が19兆円、消費税が3兆3,000億円でありました。2019年の予算でありますけど、所得税が19兆9,000億円、法人税が12兆9,000億円、消費税が19兆4,000億円。この間に、所得税と消費税は、29兆3,000億円が39兆3,000億円に10兆円ふえて、法人税は7兆円減少しています。国民にとっては、消費税と所得税だけではありません。国民健康保険税や介護保険料などがあり、国民の可処分所得は減り続けております。それによって、日本は経済成長がとまった国となりました。

国際通貨基金（IMF）の統計で見ると、この20年間で、名目GDP国民総生産の伸び率は、オーストラリアが231.9%、アメリカ

が139.9%、イギリスが123.2%、フランスは82.0%、ドイツが70.5%、イタリアが61.2%であるのに対し、日本は2.8%であります。

大企業は史上空前のもうけを上げ、内部留保は440兆円に達しております。一方で、法人税の税収は減少しており、税のあり方が問われていると思えます。今以上に国民に税負担を求めるなら、国内消費はさらに落ち込み、経済が後退することは必至であります。それは、税収の落ち込みに連動することとなります。

税制のあり方について述べることはいたしません。本意見書は以上のような問題点を含んだものであり、同意できないものであります。

以上で討論を終わります。（拍手）〔降壇〕  
○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案第1号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 議員発議案第2号から第4号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第2号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員発議案第5号提案理由説明

○丸山裕次郎議長 次に、議員発議案第5号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) それでは、ここで発議者を代表して、「宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る附帯決議」の提案理由を説明させていただきます。

宮崎カーフェリー株式会社は、フェリー船舶の老朽化や、昨今の旅客・貨物ニーズへ対応するため、新船の建造を計画していますが、設立間もなく、自己資金の蓄積が十分ではないことなどから、建造費を金融機関からの資金調達で賄うことができず、行政支援を要請しているところであります。

この要請に関連して、県当局から、新船建造資金として40億円を貸し付ける旨の議案が今議会に提出されました。

これを受け、本県議会は、今後の同社の収支見通しを初め、貸付金額の根拠などについて、参考人招致を行うなど慎重かつ綿密に審議を重ね、さまざまな議論がなされたところであります。

一方、本県は、関東・関西などの大消費地から遠隔地にあるため、本県経済の持続的な発展を図っていくためには、長期的かつ安定的に長距離輸送を確保していくことが極めて重要になってきます。

また、トラックドライバーの不足や長時間労働の是正などから、長距離輸送が困難化しつつ

あるため、その対策として、ドライバーの就労条件を改善するとともに大量輸送能力にすぐれた長距離フェリー航路への期待は高まっている状況にあります。

そのため、今回の新船建造に際しては、船体の安全対策はもちろんのこと、同社の収支計画が着実に達成され、貸付金の返済が確実に行われるよう、同社への貸し付けに係る債務負担行為の設定に当たっては、1つ、今後とも宮崎市に対し、会社経営安定化に向けた支援を働きかけること、2つ、同社に対する金融団の貸付利子の低減を含め、支払い利息の圧縮に向け、さらに取り組むこと、3つ、貸付金が確実に償還されるよう、県は同社に対し徹底した経営指導を行うこと、以上3つの事項を求めるものであります。

何とぞ議員各位の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 提出者の説明は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮

崎、満行潤一です。

議員発議案第5号「宮崎カーフェリー株式会社への貸付に係る附帯決議」について、反対の立場で討論をいたします。県民連合宮崎は、40億円融資に伴う債務負担行為については、先ほどの採決で賛成しました。

県民連合宮崎は、40億円融資について、各議員が返済に対する不安を抱き、さまざまな意見を出し合い、熱心に議論されたことには、敬意を表するものです。

しかし、この附帯決議案提出については、委員会審査の中で、「附帯決議案の中身は委員長報告に盛り込めば事足りる」との理由で賛同しませんでした。

この決議案に反対する理由を簡潔に申し上げます。

まず、記書き1についてです。「今後とも宮崎市に対し」とありますが、決議に特定自治体名を表記することは、対等な関係にある他の自治体に対して礼を失することにならないか。名指しされた宮崎市、宮崎市議会から、「なぜ、宮崎市だけ支援の働きかけなのか」との反発は当然予想されます。例えば国会決議で、「宮崎県に対し」と名指しされることを想像していただきたい。

カーフェリーの恩恵は県内広く、多くの県民、企業に及びます。むしろ、オール宮崎として支える意味からも、全ての自治体に会社支援を働きかける、そのような決議が求められると思います。各議員の冷静な判断を求めるところであります。

記書き2には、「会社に対する金融団の貸付金利の低減を含め」とありますが、金利は、提供できる担保物件や長期的財務内容など、信用リスクの高低によって、市場原理により必然的

に決まります。新会社は、旧会社の清算の後に設立され、また設立から間もなく、自己資金も十分でない状況にあります。旧会社の清算に当たって、債権放棄をしていただいた金融機関もあります。

こうした中、県当局の関与があったからこそ2.5%の金利に落ちついたはずです。会社に対し、「支払利息の圧縮に向け努力するよう要請する」という表現で十分だと考えます。

重ねて、各議員の冷静な判断を要請し、私の討論といたします。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

#### ◎ 議員発議案第5号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

議員発議案第5号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 議員派遣の件

○丸山裕次郎議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣す

ることに決定いたしました。

---

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

---

◎ 知事発言

〔知事「議長」と呼ぶ〕

○丸山裕次郎議長 知事。

〔「発言の意図がわからない」と呼ぶ者あり〕

○知事（河野俊嗣君） 発言のお許しをいただきましたことに、感謝を申し上げます。

県議会の皆様には、フェリーの新船建造に関する議案について、熱心に御審議を賜り、議決いただきましたことに対し、心より感謝を申し上げます。

この議案につきまして、さまざまな御意見がありましたこと、重く受けとめなければならぬと考えております。本県経済の生命線であり、ます長距離フェリー航路の長期的かつ安定的な維持に向けて、今後とも全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

引き続き、県議会の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。以上であります。

---

◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 本年も、あと二十日を残すのみとなりました。

執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、令和元年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時55分閉会